

教員免許
 更新制

次回中教審で

存続か廃止か一定の結論を出し議論

文科省は「制度の存続を前提」とした「見直し原案」を提示

第11期中央教育審議会は、「教員免許更新制小委員会」を設置し、4月30日、その初会合が開かれました。その中で文科省は、免許更新制度の存続を前提とした「見直し原案」を提示しました。その内容は、①講習のオンライン化や研修との相互活用の徹底、②講習の時間短縮（現在は1講習6時間単位）、③講習免除対象者の拡大、④受講期間の延長（現行の2年を5年に）などの形で教員の負担軽減を図りながら講習の質を上げていくことや、⑤臨時免許状付与による未更新者への対応、⑥学校勤務未経験者の講習受講機会の拡大などにより教員の確保をすすめることをめざすものになっています。また、現職教員の意識調査を夏までに行うことを明らかにしました。

小委員会主査「更新制に依存しない形で方法を考えるべきだ」

「教員免許更新制小委員会」では次のような意見が出されました。（一部抜粋 全教まとめ）

- ◆更新講習をなくすことは考えにくい。社会の変化への対応を日常業務の中で行うことは難しい。こうした講習でなければカバーしきれない。
- ◇「研修は必要」であることには疑問がないが、「更新制が必要」ということには疑問がある。研修が機能すれば、そちらの方がはるかに大事。強制的でなく、自ら学ぶ、主体的な学びを。
- ◆免許更新はよい影響を与えており、やめた方がよいと言う意見は無い。しかし、最新の知識・技能については、研修のほうが充実している。10年間のポイント制にしてはどうか。
- ◇教員免許の更新でなく、資質・能力の更新を。受講したい研修が受けられないような講習では困る。「免許更新制ありきで」はなく、考えたい。
- ◆30時間でなく15時間にするとか、オンライン（半分はオンデマンド、半分はワークショップ型）にする。2年間でなく3~4年の幅を持たせてはどうか。
- ◇小学校教員の人材不足は深刻。年度途中で退職があっても、代わりが見つからず、校長・教頭が担任。あらゆる対応をとって解決する必要がある。10年で切れてしまうなら、他の仕事にしよう。60歳になって、講習受けてまで続けられないとの声も。廃止を含めた制度の見直し検討を。

そして、これらの発言を受けて、最後に加治佐小委員会主査が、「教師の自律性をもとにした学びをつくる必要があるが、そのことと更新制は関係ないのではないか。更新制によらなくてもよいのではないか、という意見も出ている。ICTやオンラインなど、学びのツールが変わってきている。新たなツールを活用した教師の学び支援のしくみをどうつくるべきか。免許更新制に依存しない形で、教師の資質・能力の維持向上を図る方法を考えるべきだ」と、今後の議論の方向性を示しました。

さらに5月24日の第2回小委員会では、審議の終了時、「小委員会」主査の加治佐哲也・兵庫教育大学長は、教師の「新たな学び」は「免許更新制でなくとも、できるのではないか」と自らの意見を述べ、しかし「免許更新制の良さを活かしたしくみの構築」という意見もあったことから、「次回の会議では、更新制を存続するのか廃止するのか、一定の結論を出し、その上で議論をすすめる必要がある」として、事務局に対し、これまでの意見をまとめた「たたき台」の準備を求めました。

「意識調査・署名・議会請願」で「ただちに廃止」の世論を広げよう！

次回の会議の日程はあきらかにされていませんが、6月下旬になると考えられます。それまでの間に、制度の趣旨とは矛盾する実態が生じていること、教職員の負担を増大させ、教職員の未配置・未補充の要因となっていることがあきらかな教員免許更新制の廃止を求める声を、いっそう大きく発信していきましょう。

教員免許更新制
 廃止要請署名
 みんなの声を届けよう